

平成24年度不法投棄対策のためのセミナー
(主催:環境省関東地方環境事務所、平成24年9月)

産業廃棄物 適正処理推進センターの取組

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
適正処理推進部 山脇 敦

セミナーの内容

1. 産業廃棄物適正処理推進センター
2. これまでの財団の不法投棄対策研究
3. 近年の未然防止対策への取り組み

1. 産業廃棄物適正処理推進センター

平成9年廃棄物処理法改正により制度創設

法第13の12(指定)

環境大臣が、「産業廃棄物適正処理推進センター」として指定

法第13の13(業務)

- 1 事業者に対し、助言又は指導を行う
- 2 産業廃棄物処理業者等に関する情報を収集し、事業者に対し提供する
- 3 事業者及びその従業員に対して研修を行うこと
- 4 啓発活動及び広報活動を行う
- 5 § 19の8による代執行を行う自治体に対し、事業の実施、資金の出えんその他の協力を行う

(1) 不法投棄等に対する支援事業

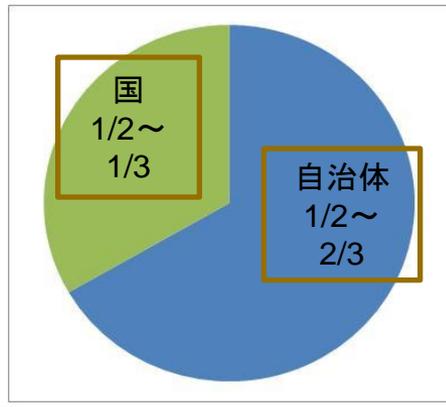
不法投棄された産業廃棄物は、行為者等が撤去などを行うことが基本である。しかし、無資力などの理由により行為者等が生活環境保全上の支障等の除去等を行えない場合には、都道府県等が代執行することができる。このため、平成9年の廃棄物処理法改正により、産業界からの出えんと国庫補助による産業廃棄物適正処理推進センターの基金制度が創設された。

▼ H10.6.17 H9年改正廃棄物処理法施行

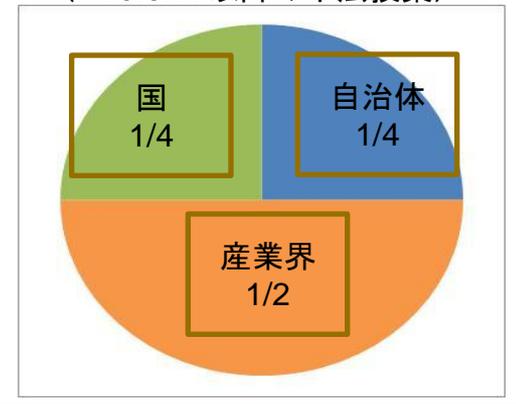
H10.6.16以前の不法投棄事案は
産廃特措法に基づく基金から支援を行う

H10.6.17以降に発生した不法投棄事案は
廃棄物処理法に基づく基金から支援を行う

産廃特措法に基づく支援事業
(H10.6.16以前の不法投棄)



廃棄物処理法に基づく産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業
(H10.6.17以降の不法投棄)

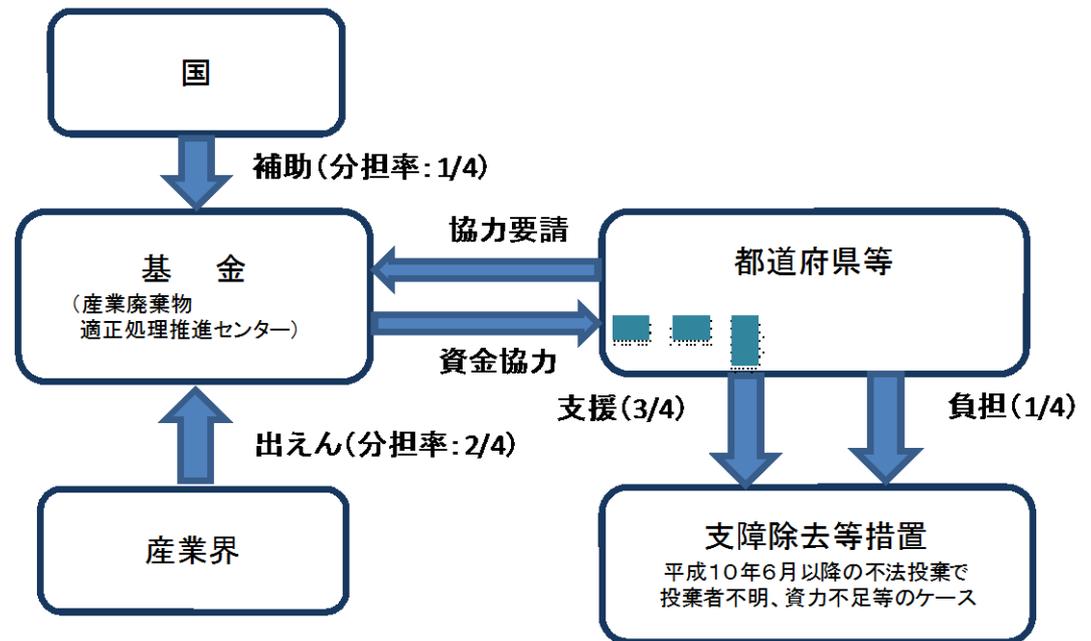


(2) 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業

平成10年6月17日以降に生じた不法投棄等について、産業廃棄物適正処理推進センターは、平成23年度末までに、都道府県等へ79件約31億円の財政支援を行った。

○廃棄物処理法による基金のスキーム

基金は産業界からの出えん金と国からの補助金で成り立っています。



平成10年6月17日以降の不法投棄等事案への支援実績 (廃棄物処理法に基づくもの)

事業年度	総件数	撤去量 (トン)	総事業費 (百万円)	支援額 (百万円)	備考
平成11年度	3 件	40	13	10	硫酸ピッチ等
平成12年度	4 件	29,512	650	487	がれき等、廃プラ等、硫酸ピッチ等
平成13年度	4 件	18,764	407	305	硫酸ピッチ等、廃プラ等
平成14年度	8 件	2,019	253	176	硫酸ピッチ等、混合廃棄物
平成15年度	17 件	6,764	938	682	硫酸ピッチ等、混合廃棄物、廃油
平成16年度	15 件	16,978	659	494	硫酸ピッチ等廃油木くず廃自動車混合廃棄物
平成17年度	9 件	6,463	329	247	硫酸ピッチ等、混合廃棄物、木くず
平成18年度	5 件	5,249	318	239	混合廃棄物、硫酸ピッチ等
平成19年度	3 件	1,016	67	50	混合廃棄物、硫酸ピッチ等、廃油
平成20年度	2 件	441	27	20	硫酸ピッチ等、混合廃棄物
平成21年度	3 件	1,466	201	151	混合廃棄物
平成22年度	2 件	1,513	126	95	混合廃棄物、廃油
平成23年度	2 件	17,779	242	182	自動車等破砕物等、廃タイヤ等
合計	79 件	108,003	4,232	3,138	

出典:財団HP



事例① 崩落のおそれ



出典:財団HP

事例② 汚染水の水田等への流出のおそれ



代執行後



事例③ 火災発生による支障



代執行後



事例④ 硫酸ピッチ流出による河川汚染、人の健康被害のおそれ



代執行時

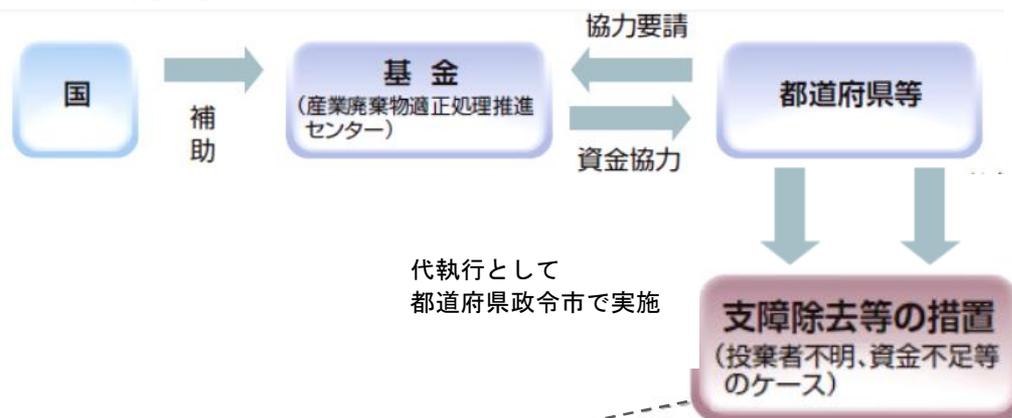
(3) 産廃特措法に基づく支援事業

平成10年6月16日以前に生じた不法投棄等については、産廃特措法による支援制度があり、平成23年度末までに15事案につき環境大臣が同意した。その内、8事案については財団基金より約285億円の支援が行われている。

他の7事案については、財団基金からの支援を行わず、国から特別地方債による支援が行われている。

また、平成21年度より4事案に国庫補助金として総額約105億円が支援されている。

○産廃特措法による基金のスキーム



<都道府県政令市>



基金からの助成を「税源移譲」

○平成18年度以降の財政支援スキーム

<都道府県政令市>



平成10年6月16日以前の不法投棄等事案への支援実績 (産廃特措法に基づくもの)

注)各都道府県等の撤去量、総事業費、支援額は平成23年度末までに支援した額の合計である。

No	都道府県等	撤去量 (トン)	総事業費 (千円)	支援額 (千円)	備考
1	香川県	517,141	22,726,216	10,789,434	製紙スラッジ、食品汚泥、木くず等
2	岩手県	297,945	11,731,294	5,354,643	燃え殻、汚泥、バーク等
3	青森県	※666,584	22,202,133	9,960,926	燃え殻、汚泥、バーク等 ※撤去量の単位はm3
4	山梨県	0	192,914	64,304	混合廃棄物
5	秋田県	0	2,370,674	790,221	燃えがら、汚泥、廃油等
6	三重県	0	265,659	130,809	燃えがら、廃油等
7	新潟県	5,313	142,940	43,044	木くず、燃え殻
8	福井県	0	4,001,380	1,333,789	燃えがら、汚泥、廃プラ等(一廃有)
合計		—	63,633,210	28,467,170	

☆各事案の撤去量については、基金分＋環境省直接補助分の合計値である

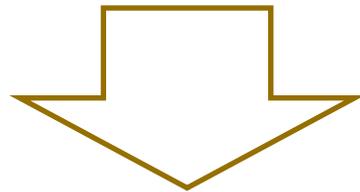
出典:財団HP

(4) 産廃特措法の改正

「特定産業廃棄物に起因する支障の
除去等に関する特別措置法」

(平成15年法律第98号)

【平成24年度末までの時限立法】



平成24年8月22日改正法施行

【平成34年度末まで延長】

2. これまでの財団の不法投棄対策研究

(1) 不法投棄未然防止対策検討委員会(その1～その5)

基金の有効活用を図るためには、不法投棄の早期発見、拡大防止や不法投棄をそもそも発生させないようにすることが重要であるため、平成13年3月に学識経験者、弁護士、行政担当者、技術者からなる「不法投棄未然防止対策検討委員会」(委員長;大塚直 早稲田大学法学部教授)を設置し、次のとおりの検討を行い報告書として整理し、自治体に頒布し、自治体の未然防止対策の参考として活用して頂いた。

①その1; ITを活用した不法投棄の早期発見方法の紹介、障害物による通行制限等の具体的不法投棄拡大防止策の実施方法の提案、不適切な保管等に対する行政処分のあり方について整理した。

(平成13年8月)

②その2; 排出事業者・土地所有者の責任追及方法、行為者等への代執行経費の求償方法等、支援事業の実施方策について整理した。

(平成14年5月)

- ③その3； 不法投棄の発生防止策として、自社処理対策、排出事業者対策、IT活用による監視等、建設解体廃棄物の適正処理のチェック方法等について整理。(平成15年10月)
- ④その4； 不法投棄防止のためのネットワーク構築を目的として、地方環境対策調査官事務所と都道府県等との広域連携方策について検討し、組織面、情報面、現場対応面の広域連携のあり方について整理。(平成17年9月)
- ⑤その5； 地方環境対策調査官事務所と都道府県等との具体的な情報連携方策について、関東地方環境事務所管内を対象に整理。
(平成18年9月)

(2) 硫酸ピッチ不法投棄等防止対策検討

- ① 硫酸ピッチ不法投棄等防止対策検討委員会(平成14年度～15年度)
「硫酸ピッチ不法投棄等防止対策検討委員会」(委員長;鈴木道夫 橋元綜合法律事務所弁護士)を設置し、硫酸ピッチの発生形態や性状等について整理し、硫酸ピッチ発生源を特定するための、都道府県等の廃棄物担当部局、消防、税務の情報共有化等の連携方策、排出源への立入検査、報告徴収方法等について検討・整理。

- ② 硫酸ピッチ不法投棄等事案現場対応マニュアル検討委員会
(平成16年度～17年度)
硫酸ピッチの排出ルート の 解明や行為者への責任追及を容易にする都道府県等の担当者向けの現場対応マニュアルを整備するために、標記委員会(委員長;鈴木道夫 橋元綜合法律事務所弁護士)を設置し検討を進め、平成19年に報告書を策定し、自治体へ頒布し、自治体の硫酸ピッチ対策の参考として活用して頂いた。

(3) 原状回復支援事業技術検討委員会(平成15年度～20年度)

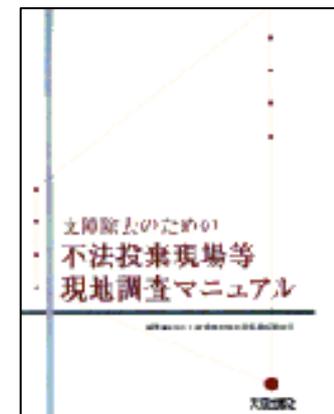
支障除去事業を効率的に行うためには、合理的な支障除去についての工法・技術に関する検討が不可欠であり、「原状回復支援事業技術検討委員会」(委員長;島岡隆行 九州大学大学院環境システム科学研究センター教授)を設置し、以下の各種検討を行った。

① 原状回復支援事業技術検討委員会(その1)

硫酸ピッチを経済的に処理できる一つの方法として、硫酸ピッチと、当時やはり不適正処理が散見された木くずチップを混合し、中和した後に、一般廃棄物焼却施設で処理することについて、現地実験を行うなどして検討した。この結果、現地実験で得られた中和物は、一般廃棄物焼却施設で技術的には処理可能なことが確認され、これらについて平成16年9月に報告書として整理し、頒布した。

②原状回復支援事業技術検討委員会(その2)

不法投棄現場の効率的な現地調査方法について、これまでの支援事業から得られた知見等をもとに、検討・整理し、「支障除去のための不法投棄現場等現地調査マニュアル」として、平成18年11月に出版し、自治体、コンサルタント等に現地調査マニュアルとして活用して頂いている。



③原状回復支援事業技術検討委員会(その3)

不法投棄現場を支障除去しようとするときに合理的に技術や工法を選択できるようにするための技術マニュアルについて検討・整理し、「不法投棄及び不適正処理現場の対策と技術」として、平成22年4月に出版し、自治体、コンサルタント、建設業者等に、合理的な支障除去の検討用資料として活用して頂いている。



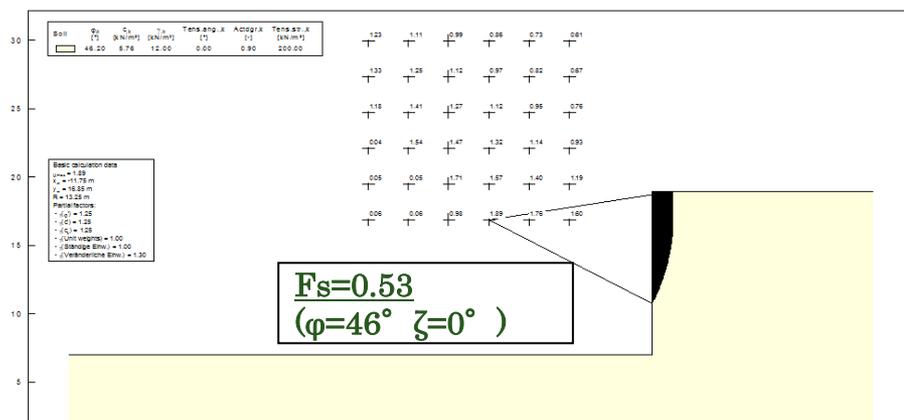
(4) 環境研究総合推進費補助金による 合理的な支障除去方法の研究

評価方法が確立されていない不法投棄等の堆積廃棄物層の斜面安定性の評価方法について、平成22年度～24年度に学識経験者等と共同で研究を行っている。国内外の不法投棄等現場で実験データを蓄積し、急傾斜斜面での支障除去事業の適切かつ経済的な実施に資するよう研究を行っている。

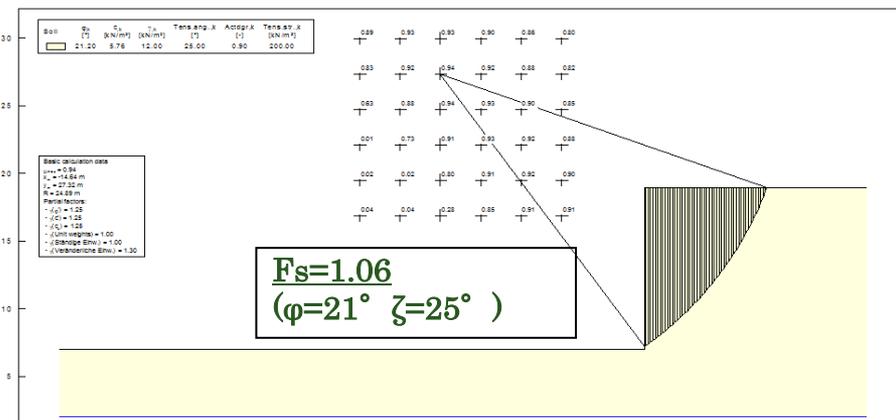
また、わが国ではこのような廃棄物力学分野の研究が他にほとんど行われていないなかで、研究成果は廃棄物地盤の跡地利用や災害廃棄物の有効活用等の分野にも今後応用が期待できる。

研究の進捗状況

繊維状物等を含む廃棄物層は従来の円弧すべり解析で用いられる内部摩擦角(φ)、粘着力(C)の他に引張抵抗を有する。ケルシュ(ドイツ)による引張抵抗を考慮した式による斜面安定解析により、繊維状物等を多く含む廃棄物堆積現場における急傾斜($60^\circ \sim 90^\circ$)での斜面安定を、解析上で示すことが可能になった。



$F_s = 0.53 \Rightarrow$ 崩壊する(現場は安定)



$F_s = 1.06 \Rightarrow$ ほぼ平衡(実態に近い結果)

注) 計算には、"GGU-STABILITY Version9(Civilserve GmbH,Steinfeld)"を用いた。

3. 近年の未然防止対策への取り組み

(1) 近年の産業廃棄物不法投棄の状況

環境省が、都道府県等の協力を得て毎年度実施している、新たに判明した産業廃棄物の不法投棄事案の状況についての調査結果による、近年の傾向は次のとおり。

- 不法投棄量は行政の徹底した取り組みにより近年激減。
- 一方、10トン以下等の小規模不法投棄は依然として発生。
- 不法投棄の内訳は建設系廃棄物が約7割を占めるとともに、排出事業者による投棄の割合も増加。

- 環境省の不法投棄実態調査の調査対象
都道府県等が調査対象年度に把握した産業廃棄物の不法投棄(不法投棄と判定したもの)のうち
 - ・1件当たりの投棄量が10t以上の事案
 - ・特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて

①不法投棄の規模別の判明件数の推移(新規判明事案)

投棄規模	平成11年度		平成12年度		~	平成21年度		平成22年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)		件数	割合(%)	件数	割合(%)
50t未満	573	54.6	592	57.6		162	58.1	129	59.7
50t以上100t未満	162	15.4	141	13.7		43	15.4	25	11.6
100t以上200t未満	115	10.9	120	11.7		32	11.5	21	9.7
200t以上600t未満	113	10.7	93	9.1		25	9.0	29	13.4
600t以上1,000t未満	20	1.9	18	1.8		4	1.4	4	1.9
1,000t以上5,000t未満	42	4.0	44	7.3		11	3.9	6	2.8
5,000t以上	24	2.3	19	1.9		2	0.7	2	0.9
合計	1,049	100.0	1,027	100.0		279	100.0	216	100.0

②不法投棄の規模別の投棄量の推移(新規判明事案)

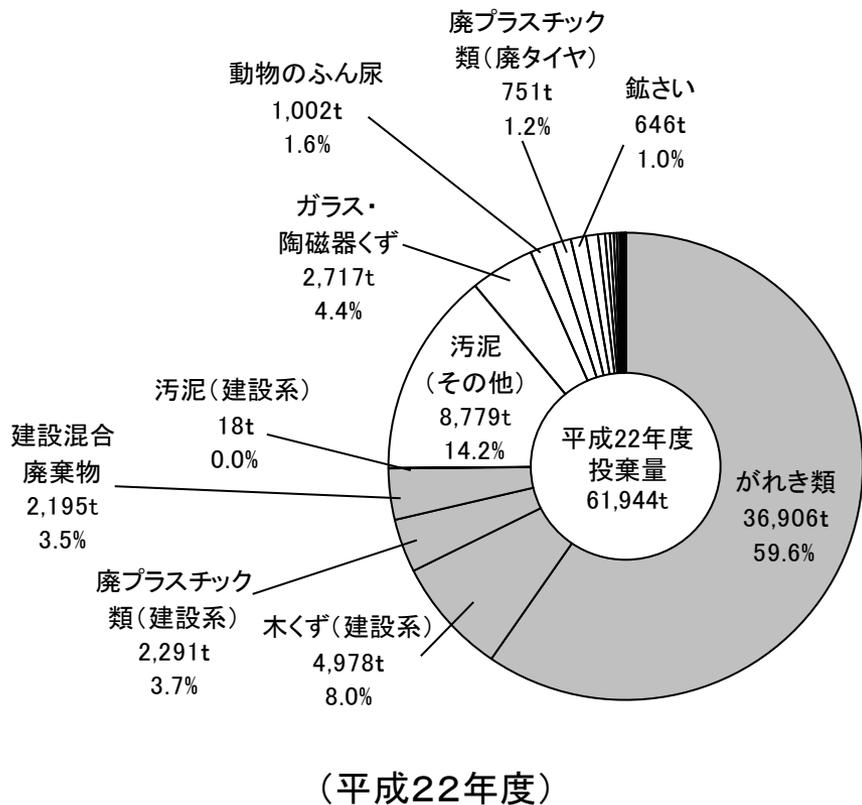
投棄規模	平成11年度		平成12年度		~	平成21年度		平成22年度	
	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)		投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)
50t未満	11,887	2.7	12,135	3.0		3,360	5.9	2,980	4.8
50t以上100t未満	10,111	2.3	8,887	2.2		2,758	4.8	1,640	2.6
100t以上200t未満	14,417	3.3	14,856	3.7		4,161	7.3	2,574	4.2
200t以上600t未満	36,631	8.5	33,138	8.2		8,080	14.1	10,196	16.5
600t以上1,000t未満	15,007	3.5	13,001	3.2		3,144	5.5	2,717	4.4
1,000t以上5,000t未満	72,271	16.7	94,807	23.5		17,251	30.1	15,838	25.6
5,000t以上	272,968	63.0	226,449	56.2		18,520	32.3	26,000	42.0
合計	433,293	100.0	403,274	100.0		57,274	100.0	61,944	100.0

出典:環境省HP

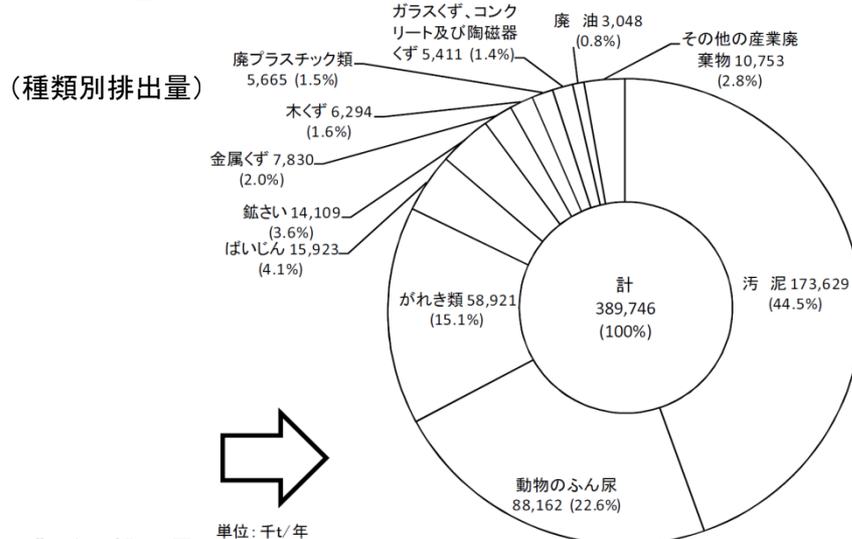
③不法投棄廃棄物の種類及び量(平成21年度、新規判明事案)

建設系以外廃棄物
計 15,556t 25.1%

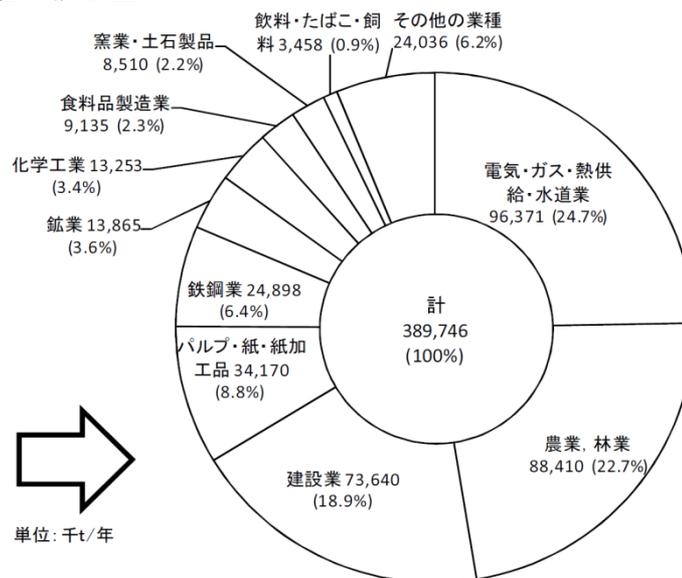
建設系廃棄物
計 41,821t 73.0%



(参考)産業廃棄物の排出量(平成21年度)



(業種別排出量)



出典:環境省HP

④不法投棄実行者の内訳(新規判明事案)

実行者	平成11年度			平成12年度			～	平成21年度			平成22年度		
	投棄件数	投棄量(t)		投棄件数	投棄量(t)			投棄件数	投棄量(t)		投棄件数	投棄量(t)	
排出事業者	619	96,509	22%	571	119,981	30%		150	24,780	43%	122	22,585	36%
無許可業者	108	105,893	24%	95	76,299	19%		18	3,301	6%	8	14,361	23%
許可業者	87	53,725	12%	5	53,759	13%		12	2,523	4%	6	12,740	21%
その他	—	—	—	—	—	—		6	300	—	14	5,707	—
複数	14	17,700	4%	15	55,533	14%		22	12,658	22%	21	2,545	4%
不明	221	159,464	37%	271	97,699	24%		71	13,711	24%	45	4,006	6%
合計	1,049	433,292	100%	1,027	403,274	100%		279	57,274	100%	216	61,944	100%

出典:環境省HP

⑤ 不法投棄事案の状況

- ・これまでの大規模不法投棄事案の例



5万m³の不法投棄事案

出典：財団HP

- ・近年主体の小規模・ゲリラ的不法投棄事案の例



道路の中央に建築廃材を
ダンプアップして逃走したもの。
投棄量はダンプカー1台分程度。

出典：柏市HP

(2) 不法投棄と不法投棄対策の変遷

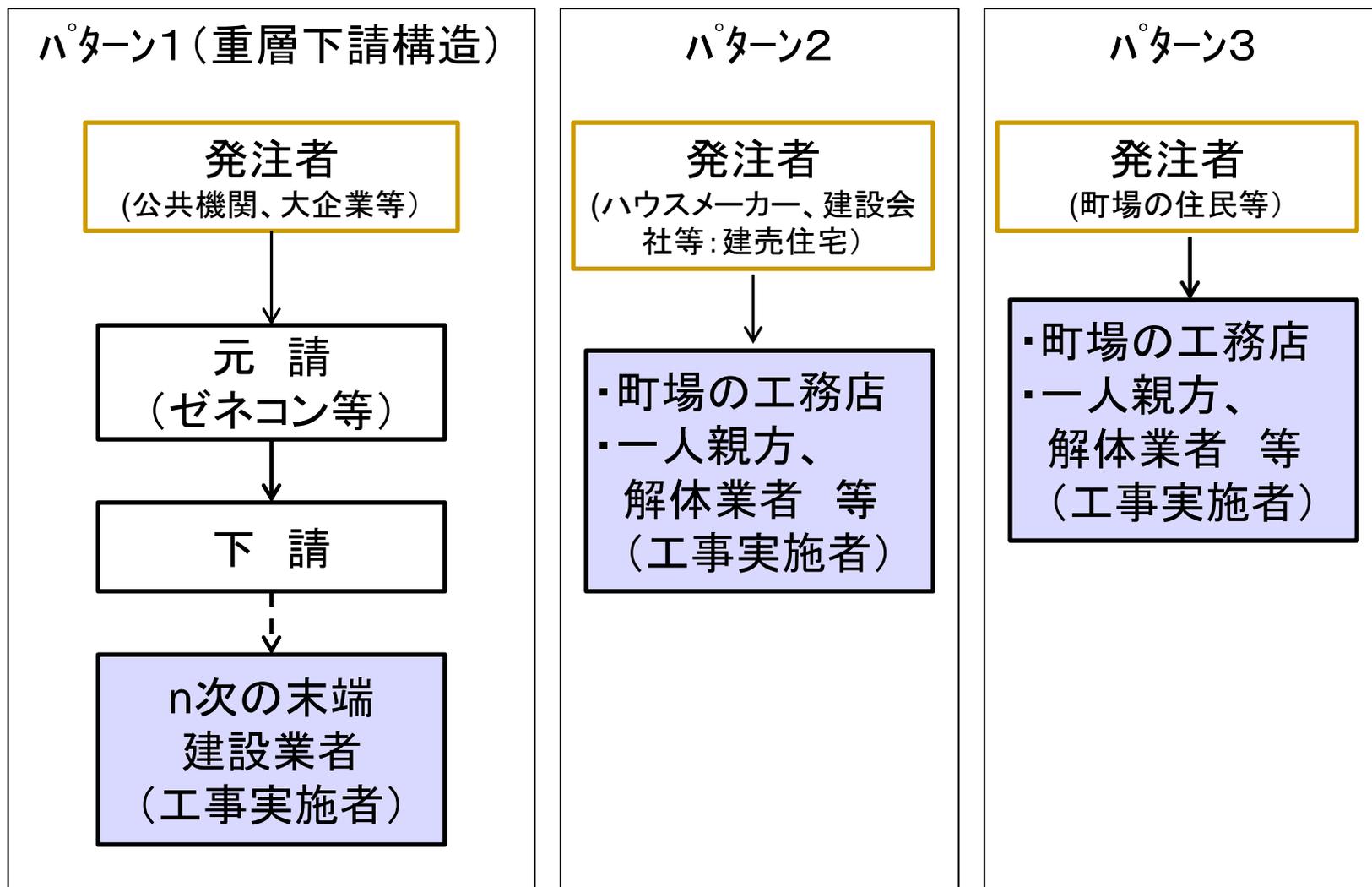
項目	平成11～12年頃	10年後(近年)
不法投棄の規模	<p>判明した不法投棄量に占める割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,000t以上の割合 H11: <u>63%</u> H12: <u>56%</u> ・50t未満の割合(10t未満はデータ無) H11: 3% H12: 3% <p>→大規模不法投棄が主体</p>	<p>判明した不法投棄量に占める割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,000t以上の割合 H21: <u>32%</u> H22: <u>42%</u> ・50t未満の割合(10t未満はデータ無) H21: 6% H22: 5% <p>→大規模不法投棄が激減</p>
不法投棄の実行者	<p>判明した不法投棄量に占める割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者(無許可、許可)の割合 H11: 26% H12: 32% ・排出事業者の割合 H11: <u>22%</u> H12: <u>30%</u> <p>→処理業者による不法投棄が主体 (建設系廃棄物が約7割を占める)</p>	<p>判明した不法投棄量に占める割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者(無許可、許可)の割合 H21: 10% H22: 44% ・排出事業者の割合 H21: <u>43%</u> H22: <u>36%</u> <p>→排出事業者による不法投棄が主体 (建設系廃棄物が約7割を占める)</p>
不法投棄対策	<p>【主に大規模不法投棄対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察からの出向者等の増員 ・廃棄物処理法改正(暴力団排除、罰則強化、排出事業者責任の強化等) ・H13、H17「行政処分の指針」通知 ・不法投棄撲滅アクションプラン実施 	<p>【実施されている小規模不法投棄対策】 (左記以外のゲリラ的不法投棄対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視パトロール ・防犯カメラ、看板、車両止め ・通報体制の整備 他

(3) 財団の最近の不法投棄未然防止対策研究

依然散見される建設系廃棄物による不法投棄の撲滅を目的として、平成19年から22年にかけて、「建設廃棄物等のリサイクル・適正処理の推進に関する勉強会」を、国土交通省系の公益法人である(財)先端建設技術センターと共同で実施し、建設系不法投棄の発生構造や、我々が取り得る対策について調査研究を行った。

平成23年度以降も、財団では建設従事者への法制度等の周知徹底方法についての研究を継続的に行っている。

(4) 建設工事の代表的な発注・受注形態



(5) 建設業界の構造

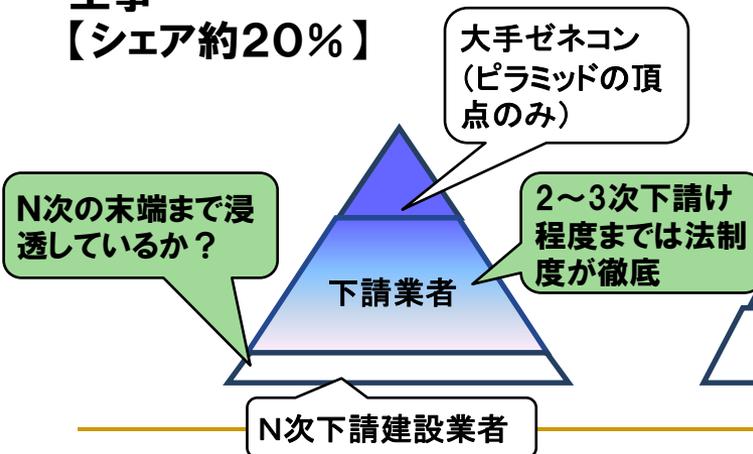
全体で企業数約50万社、従業員数約500万人。ゼネコンのシェアは受注額で20%と高くない。

- ①大手(大手のゼネコン、ハウスメーカー)
 ・下請けまで含めて法制度の周知が徹底されてきている。

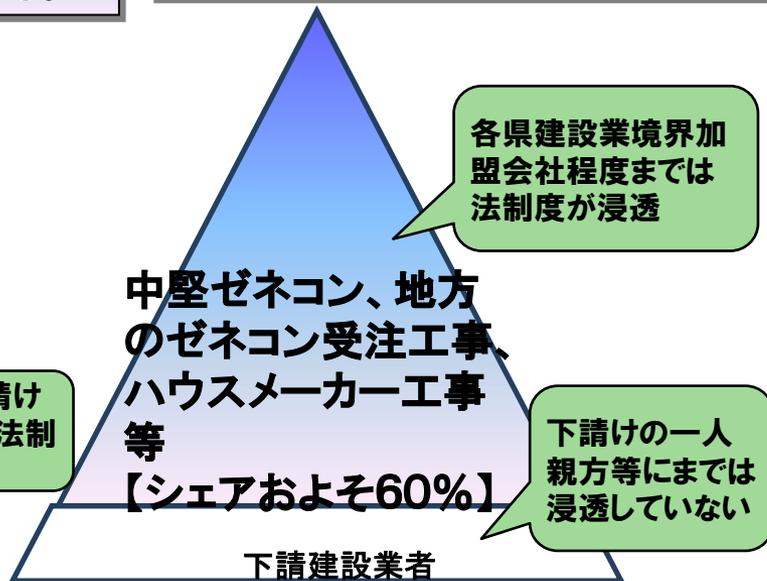
- ②中堅建設業
 ・各県建設業協会(全国約2万社)による法制度の周知活動が実施されている。

- ③小・零細建設業
 (小規模工務店、一人親方、解体業者等)
 ★廃棄物処理法の理解がなされていない場合が多く不法投棄の温床となっているとの指摘がある。
 ★一人親方へのヒアリングでは、廃棄物処理法を勉強する機会や法改正があったこと等を知る機会が無いと回答。

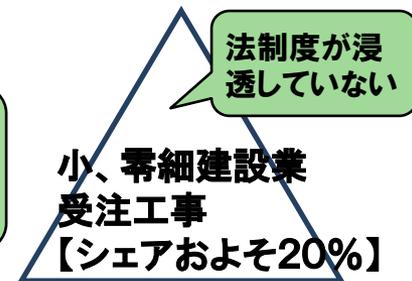
大手ゼネコン受注
 工事
 【シェア約20%】



中堅ゼネコン、地方のゼネコン受注工事、ハウスメーカー工事等
 【シェアおよそ60%】



小、零細建設業受注工事
 【シェアおよそ20%】



(6) 不法投棄等が発生する背景等

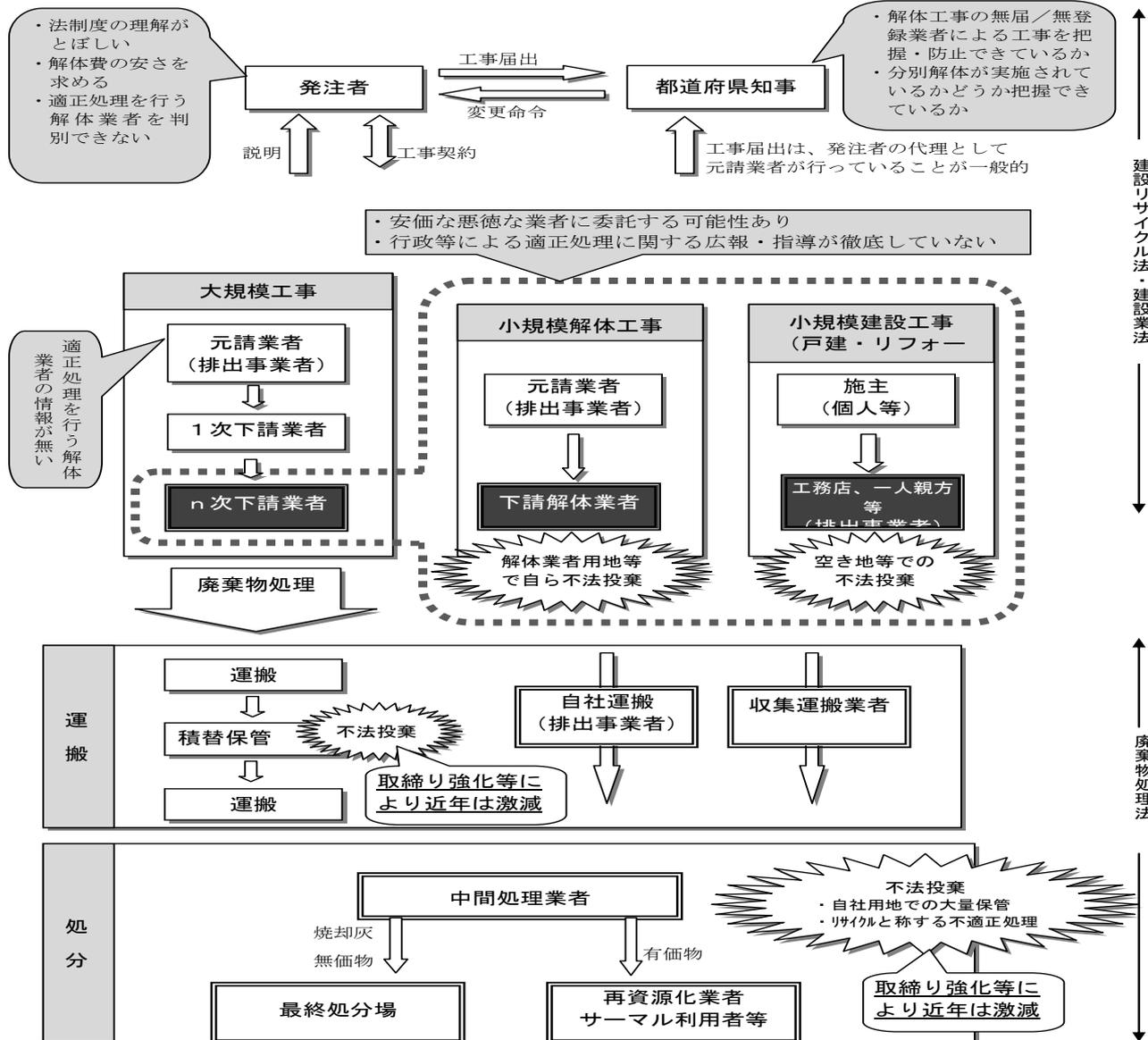
1) 建設廃棄物の処理等の実態や対応策に関する意見

勉強会委員の他、小規模建設会社、解体業者、ハウスメーカーの担当者や自治体へヒアリングを行って、不法投棄等が発生する背景や対応策に関する意見等を聴取し、整理した。

2) 不法投棄に至る主な事項(ヒアリング結果より)

- ・ごみ処理に法律があることすら知らない小規模建設業者がいる。
- ・一人親方等による町場の小規模建築工事では、従前からの繋がり等により廃棄物を安価に処理できる業者への委託や処分業者への持ち込みによるケースが多いが、処分業者が不法投棄し、排出者を含めて処罰されるなどの事例がある。
- ・建設業の重層下請構造により末端の業者に対して廃棄物の適正処理に必要な費用が渡っていないとの下請業者からの指摘がある。
- ・解体工事を実質的な下請業者に別途受注させることにより廃棄物処理の責任を回避する実態が垣間みられる。
- ・ゼネコン等の元請業者は下請けに対して、「法に抵触しない程度に安く工事してくれれば良い」という意識が強すぎる。

(7)建設系 不法投棄の 発生構造



(8) 工事種類・規模別の主な関係法制度の情報源

表1 工事種類・規模別の主な発注・受注者と関係法制度の情報源

工事の種類・規模	発注者	受注者（排出事業者）	加盟組織	排出事業者の 関係法制度の情報源
公共工事	国、都道府県、 市町村等	ゼネコン	日本建設業連合会等	発注者（行政）、 加盟組織
		地元建設会社	各県建設業協会	
民間建築工事 (比較的大規模)	企業 デベロッパー	ゼネコン	日本建設業連合会等	加盟組織
		地元建設会社	各県建設業協会	
戸建住宅の新築	デベロッパー 個人家主	大手ハウスメーカー 工務店	住宅生産団体連合会等	加盟組織
			全国中小建築工事業団体連合会	
		労災保険等手続き団体	なし	
		なし	なし	
	個人家主	一人親方	労災保険等手続き団体	加盟組織
			なし	なし
戸建住宅の解体	デベロッパー 個人家主	解体業者	各県解体業協会	加盟組織 (産業廃棄物収集運搬業許可を有する場合は関係講習受講による)
			労災保険等手続き団体	
			なし	なし(同上)
戸建住宅の修繕、 リフォーム	個人家主	修繕・リフォーム業者、 工務店、一人親方	リフォーム関係団体	加盟組織
			労災保険等手続き団体	
			なし	なし

注) 「加盟組織」のうちゴシック体は、建設副産物リサイクル広報推進会議メンバーまたはその傘下団体。

(9) 研究結果のまとめ

- 近年の建設系廃棄物の不法投棄は、建設業界の末端の下請業者や工務店、一人親方が関係した小規模なものが目立つ。
(大規模不法投棄が激減した結果、このようなものだけが残った)
- 末端の下請業者、工務店、一人親方は、廃棄物処理法をほとんど知らずに、安易に格安業者へ委託等して不法投棄が発生するケースが目立つ。
- 大手ゼネコンや中堅建設業者、ハウスメーカーは、各県建設業協会等の加盟組織を通じて、廃棄物処理に関する法制度等の情報を得ているが、組織に加盟していない工務店、一人親方等の末端の建設従事者は、全くと言って良いほどこれらの情報を得る機会がない。
- したがって、依然発生している小規模な建設系廃棄物による不法投棄を撲滅するためには、末端建設業者への法制度の周知・広報活動が不可欠。

(10) 財団による不法投棄未然防止対策について

末端建設業者への教育・周知

末端建設業者へは、

摘発

よりも

教育

が有効！

「マニフェスト不交付等」で摘発しても、一人親方等は、建設業許可を有していない場合や、個人受注が多く、実質的な経済的打撃が少ないとともに、「みせしめ」効果もあまり期待できない。

(11) 現場担当者向け講習会の実施について



広く建設現場に従事される方々を対象に、
産業廃棄物や汚染土壌の適正処理に関する講習会を開催します。
有害廃棄物による健康被害や不法投棄などのトラブルを防ぐための
正しい知識や情報を身につけていただくことが目的です。
関係者の方々のご参加をお待ちしております。

産業廃棄物・汚染土壌 排出管理者講習会

毎月
開催

日 程：平成24年 3/15, 4/17, 5/15, 6/15, 7/18
8/15, 9/14, 10/16, 11/15, 12/14
平成25年 1/15, 2/15, 3/14

時 間：13:00～15:00 (この後、要望に応じて質疑応答1時間程度)

場 所：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
(ご要望に応じて出張講習も致します)

受講料：3,000円 (テキスト代含む)

講習終了後に修了試験を行い、合格者には、修了証及び修了を示すステッカーを授与します。
修了者名、及びその所属企業名(営業所名)を、「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習修了者」として、
当財団ホームページ(産廃情報ネット)に掲載します。

受講申し込み先
問い合わせ先

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部 ●電話 03-3526-0155
●Eメール seminar@sanpainet.or.jp ●ホームページ(産廃情報ネット) http://www.sanpainet.or.jp/

中規模以上の建設業者においては、業界団体の講習会などを通じて適正処理の確保、リサイクルなどが推進されていますが、このような情報に接する機会の少ない小規模な企業の方々も多く従事されています。したがって、このような方々(一人親方を含む)を対象に、本講習会を定期的に開催しています。

【講習会について】

広く建設現場に従事される方々を対象に、産業廃棄物や汚染土壌の適正処理に関する講習会を毎月開催。有害廃棄物による健康被害や不法投棄などのトラブルを防ぐための正しい知識や情報を身につけていただくことが目的。小規模な建設業者（一人親方を含む）の方々を主な対象として開催。

※毎月、当財団（神田駅前）にて定期開催。
要望に応じて出張講習実施。
受講料は、ほぼ実費の3,000円。

ご案内（お問合せ先）

TEL:03-3526-0155

適正処理推進部 岡崎、片山、小野

【講習内容】

- ・産業廃棄物、土壌汚染、工事排水等に関する環境法令違反など、具体的なトラブル事例を踏まえて解説します。
- ・工事現場の管理に関わる環境法令の概要と留意事項について解説します。廃棄物処理法、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、フロン回収破壊法、騒音規制法 他

**組織化されていない末端建設従事者への
呼びかけに苦慮しています。
ご支援お願い致します。**